

南 監 第 1 1 5 号
令和2年12月15日

監査請求人 様

南房総市監査委員 福 原 孝 雄
南房総市監査委員 辻 貞 夫

住民監査請求について（通知）

令和2年12月1日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求については、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、次の理由により住民監査請求の対象とならないものと判断したので、却下します。

記

第1 請求の内容

本件請求の内容は、次のとおりである。

なお、内容については、請求書記載の請求の要旨は、原文のまま記載し、別紙理由書は、抜粋し、事実証明書の内容は、省略した。

1 請求の要旨

- (1) 請求の対象者は●●地区●●区行政連絡員（区長）Aおよび行政区運営交付金所管市民課職員ならびに南房総市監査委員です。
- (2) 5年前から行政連絡員（区長）による行政区運営交付金の不正流用があること。
また、交付金の所管部署区民課および市の定期監査・決算審査が杜撰である。
- (3) 本交付金は「南房総市行政区運営交付金交付要綱」により行政区の創意と工夫のもと地域まちづくりの推進・発展に寄与する地域活動を支援するお金である。

A区長はこの交付金を5年前から全額役員手当として不正に使ってきた。

行政連絡員としての信用失墜、違法行為である。市民課及び監査委員は、交付金

が要綱どおり適正かつ効率的に執行されたかの判断を、どのような関係証拠書類を審査し、何を根拠に適正と認めてきたのか、なぜ現在まで区長の公金不正流用を発見できなかったのか監査が不適切である。明らかにされたい。

(4) ●●区区民は税金が不正に使われ長年不利益を受けてきた。市民課職員とも相談してきたが終始「行政区は任意団体のため」を理由に市は行政連絡員（区長）を行政指導できなかった。このことは市行政全般の信頼を損なうものである。

(5) ①市長は、私が区長に対し交付金用途の不正行為是正を求めた時点の平成30年度令和元年度分交付金94万6千円の返還請求をされたい。また行政連絡員を委嘱する市長は住民全体の利益を守るためA区長に対し厳正な処分を行うこと。

②現行の交付金交付要綱を市民に理解しやすいものに改正すること。条文中の運営に要する経費や行政区の運営に関する事業等の表現を説明すること。

③公金の不正行為を防止するため（イ）新年度交付金を配布する前に各行政区区長から交付金事業計画書を提出させ（ロ）対象事業をチェックしてから交付金を配布すること（ハ）該当事業年度終了後は交付金使用の事業実施報告書の提出を義務付け関係証拠書類（領収書など）を厳正にチェックすること。

(6) 財務会計上の行為から1年を経過しているがその理由は別紙理由書のとおり。

2 別紙理由書 抜粋

1 財務会計上の行為から1年経過後に請求する正当な理由

(1) 区長による交付金の不正流用を知った時期及び是正を求めた時期

①区長に対し平成31年4月25日（木）区費徴収日、●●●●で交付金の説明を求めたが従前から役員手当として使っていた事実が判明した。

②上記同日、私は区長に対し交付金の趣旨は祭礼や防災等の事業で地域活動を支援するため市から行政区区民に交付されるお金だ。役員手当として使うのは間違いだと指摘、市役所本庁へ行き再確認のうえ是正するよう求めた。そして再確認後区民への説明を果たすよう総会開催を求めたが拒否をされた。このときは2組組長が同席している。その後2か年に亘るが現在も是正されずに不正が続いている。

3 事実証明書 省略

(1) ●●区一般会計決算書（事実証明書1のとおり）

(2) 市民課職員とやり取りをしてメール、郵送の証明（事実証明書2のとおり）

第2 地方自治法第242条の要件に係る審査

1 住民監査請求に関する法令等

地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求においては、市長等の執行機関及び職員による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下、財務会計上の行為又は怠る事実を「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において、違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

請求は、法第242条第2項の規定により、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない（以下「正当な理由」という。）とされている。

裁判例で、正当な理由とは、財務会計上の行為などが秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為などの存在又は内容を知ることができなかつた場合とされている（最高裁判決平成14年9月12日）。

2 監査請求の要件審査

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討する。

本件請求は、南房総市が南房総市行政区運営交付金交付要綱（平成18年南房総市告示第123号）に基づき●●区に交付した南房総市行政区運営交付金を行政連絡員Aが役員手当として使用した平成30年度及び令和元年度分計94万6千円について、南房総市長に対し、返還請求の措置を採ることを求めるものと解される。

その他の請求人による区長の処分、要綱の改正等の請求の内容は、財務会計上の行為ではないため、住民監査請求の対象になるとはいえない。

本件請求は、平成30年度及び令和元年度にした公金の支出であり、当該行為のあった日より1年を経過していることは、請求人も認識をしている。また、請求人が理由書中に記載しているとおり、平成31年4月25日の段階で当該行為を把握していることから、この時点で、監査請求をすることができたと解される。よって、法第2

4 2 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由があるとは、認められない。

第 3 監査委員の判断

上記の審査事項を踏まえ、地方自治法第 2 4 2 条に規定する住民監査請求の請求要件を欠いて不適法であると判断する。